

大阪広域環境施設組合指定金融機関検査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4の規定に基づき、大阪広域環境施設組合指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)における公金の取扱事務検査に関し、必要な事項を定める。

(検査時期)

第2条 検査は、年1回の定期検査と、会計管理者が必要と認めたときに行う臨時検査とし、検査の時期は会計管理者が定める日に行う。

(検査書類)

第3条 検査の対象となる指定金融機関における書類及び調書は、別表1のとおりとする。

(検査の方法)

第4条 検査は、会計管理者が指定した期間における出納状況について、別表2に定める大阪広域環境施設組合指定金融機関検査基準に基づき、当該指定金融機関関係者の立会いを求めて行う。

(検査員)

第5条 検査は、会計管理者が命ずる職員をして行わせる。

(検査の通知等)

第6条 会計管理者は、検査の結果を監査委員に報告するとともに、当該指定金融機関に通知する。

2 会計管理者は、検査の結果必要があると認めるときは、当該指定金融機関にその取扱事務について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

別表1

書類名	様式
指定金融機関 組織図・人員配置図	任意様式
口座一覧表	任意様式
公金収納及び支払事務のフロー図	任意様式

公金出納日別管理簿	大阪広域環境施設組合公金取扱金融機関事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）第2号様式
収納原符	大阪広域環境施設組合会計規則 様式第1から第3
支払状況を確認できる帳票	任意様式
その他会計管理者が指定する書類	

別表2

検査項目	検査内容	備考
1. 公金の収納	1. 会計収入に遅れは生じていないか	
2. 公金の支払	1. 公金の支払が適正に行われているか	
3. 出納関係書類の管理・保存	1. 現金出納資料が整備されているか 2. 証拠書類が適正に保管されているか 3. 原符・日計表等の整理は適正に行われているか 4. 納付書等に出納印が鮮明に押印されているか 5. 納付書等に出納印漏れはないか	事務取扱規程第11条 事務取扱規程第3条
4. 個人情報の取扱	1. 原符の保管状況は適正に行われているか 2. 原符の廃棄方法はどのように行われているか 3. 原符の廃棄は誰が行っているか	
5. 不正防止対策	1. 出納印の保管はどのように行われているか 2. 収納取消を行う場合、上席の承認は必要か 3. モニタリングはどのように行われているか 4. 研修の実施状況はどのようなものか 5. 監査や検査の実施状況はどのようなものか	